

令和 8 年

第 4 回農業委員会総会議事録

令和 8 年 4 月 6 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第6号）
日程第4 報告（報告第1号から第4号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（21人）

2番	高原 和重	4番	土佐 好廣
5番	木下 栄作	6番	川腰 康子
8番	田邊 秀男	9番	樋上 豊
10番	島倉 忠悦	11番	長谷 吉宗
12番	長谷川 達夫	13番	高橋 彰
14番	堀 正	15番	表 隆夫
16番	齊田 博美	17番	松井 正
18番	明石 茂	19番	末永 久義
21番	坂井 吉三郎	22番	瀧田 秀成
23番	高越 博	24番	山崎 善夫
25番	北田 幹夫		

欠 席 委 員（4人）

1番	白山 一男	3番	林 康弘
7番	山本 康雄	20番	炭谷 一三

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について
議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
(特例事業 所有者・機構間契約)
議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
(特例事業 機構・受け手間契約)
- 第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の受理
について
報告第 4 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 山本 和永
主 査 矢野 貴之

副主幹 清水 知昭
主 事 堀 圭吾

射水市農林水産課

主 事 新保 有紗

会議の概要

開会時刻 午後1時53分

議長（堀会長）

ただいまから、令和8年第4回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「8番 田邊委員」「9番 樋上委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

進行役交替 会長職務代理者 明石委員

明石委員

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、14番 堀委員に関する案件が含まれていますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席いたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

明石委員

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

明石委員

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声 起る)

明石委員

ご異議なしと認めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

明石委員

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— (議案第2号の説明・表決) —
進行役交替 堀会長

議長(堀会長)

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(矢野)

議案書により説明。

議長(堀会長)

これより、地域の委員の意見に移ります。
議案第2号の申請番号2番について、土佐 委員から説明をお願いします。

土佐委員

議案第2号の申請番号2番について説明します。

今回の申請地は、隣接する宅地への通路、駐車場及び申請者が開業した内科クリニックへの通用路として使用されております。

申請者は、申請地北側の隣接地に自己用住宅を建築し、平成17年には、申請地西側の隣接地に内科クリニックを開業しました。

クリニックの開業後、患者の増加に伴い、駐車場が慢性的に不足し、申請地の一部をスタッフの駐車場として整備しました。

また、申請者及びスタッフは、当初、県道を経由して移動していましたが、距離が長いこと、多忙なことを理由にクリニックへ直接移動できるよう通用路としても整備しました。

申請者は、農地法等に関する理解と認識が足りず、転用許可を取らずに無断転用していたことを深く反省しており、二度とこのようなことがない旨を誓約しています。

本来ならば原状復帰すべきと考えますが、既存の宅地及びクリニックと一体的に使用されており、必要性が高く代替可能性もないため、是正を図りた

く今回の申請に至りました。

これまで同様に周辺には被害を及ぼさないことを誓約しており、あわせて地元関係者からも同意を得られていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第3号の申請番号5番について、高原委員から説明をお願いします。

高原委員

議案第3号の申請番号5番について説明します。

申請者である譲受人は、〇〇地区で令和5年より外構工事、庭の植栽などの業務を請け負っております。

受注の増加に伴い、工事によっては、砂利や残土などが排出されることがあり、これらを一時的に保管するスペースが必要となりました。

また、事業拡大のため、追加する予定の重機や業務用車両の駐車スペース、従業員及び下請事業者用の駐車スペースが不足するため、新たな敷地を取得する計画に至りました

今回の申請地は、申請者の自宅兼事業所から200m以内に位置し、効率的な利用・管理が可能であり、今回の申請地が適地と判断しました。

整備において、周囲に擁壁を設置して土砂の流出を防ぎ、周辺農地に被害が及ばさない計画としています。

あわせて、地元関係者からは同意を得ていることから、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第3号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第3号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第4号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（新保）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第４号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
議案第４号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について
原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。よって議案第４号については、原案どおり決定することに可決されました。

— （議案第５号・６号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第５号 農用地利用集積等促進計画案（所有者・機構間契約）
および議案第６号 農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）に
ついて関連がありますので、一括してお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第5号および第6号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

議案第5号および第6号について、原案どおり適格と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第5号および第6号については、原案どおりとすることに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第4号の説明） —

議長（堀会長）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和8年第4回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時58分

令和８年第４回 農業委員会総会その他協議・報告事項

- 1 次回開催場所と時刻について
 - ・開催日 令和８年５月７日（木）午後２時から
 - ・会場 射水市役所大島分庁舎３階大会議室
- 2 農地利用最適化事業について
 - ・令和８年４月３０日振込予定
- 3 令和８年度活動報告（記録ノート）について
- 4 農業委員会だよりについて

議 長

署名委員

署名委員